

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

## 福島厚生年金 事案 727

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額記録については、15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 9 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 58 年 9 月 1 日となっているが、私が同社に入社したのは同年 8 月 1 日なので、この期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、提出した給料明細書のとおり、私はA社において 27 万円から 31 万 9,500 円の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額として、その半分程度の金額しか申告されていないので、給与額に見合ったものに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生

年金保険料控除額から、昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの期間については、15 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 9 月、59 年 9 月、60 年 12 月、61 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 11 月から 62 年 1 月までの期間、62 年 3 月から 63 年 2 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月については、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給料明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。さらに、当該給料明細書により、58 年 10 月から 59 年 12 月までの期間（59 年 9 月を除く。）、60 年 10 月から 61 年 2 月までの期間（60 年 12 月を除く。）、61 年 8 月から同年 10 月までの期間、62 年 2 月及び 63 年 3 月から同年 7 月までの期間については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された昭和 58 年 7 月に係る給料明細書により、申立人は、同年 7 月から A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同一となっている同僚は、「私は申立人より早くから勤務していたが、最初はアルバイトであり、厚生年金保険に加入したのは昭和 58 年 9 月である。」と述べている上、同社において同年 4 月に被保険者資格を取得した同僚も、「入社翌月になってから厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、同社では、採用と同時に被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、A 社は、平成 6 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和41年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から同年4月21日まで

私は、昭和41年3月21日にC社D製作所からグループ会社のA社Bセンターに異動したが、私の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が未加入期間となっている。

昭和36年3月22日の入社以来、Eグループ会社内での転勤はあったものの、平成14年11月21日まで一貫して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社F支店から提出された在籍証明書、人事カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年3月21日にC社D製作所からA社Bセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社Bセンターにおける昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和34年から43年12月まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人のA社B工場における資格喪失日は、同社（本社）における資格取得日と同日の昭和41年3月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和41年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福島国民年金 事案 597

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 4 月まで

私は、昭和 56 年 3 月末に勤務していた会社を退職後、国民年金に加入していた方が良いという夫の姉の勧めもあり、間もなく国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したが、納付記録が無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、昭和 47 年 11 月に初めて国民年金に任意加入し、55 年 6 月に被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間となっていることが確認できる上、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は 49 年 3 月 22 日から同町の現住所に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等についての記憶が定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 11 月ごろまで

私は、中学校を卒業後、同級生と一緒に上京し、申立期間にはA市にあった個人事業所のB社及び法人化後のC社にそれぞれ勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、父親から、「会社が全部やってくれるから、給与は安くとも我慢するように。」と言われた記憶がある。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、それぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、両事業所については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、同僚は、「事業所は適用事業所となっておらず、従業員は誰も厚生年金保険に加入していなかったため、私は20歳になってから国民年金に加入した。当然、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と述べており、オンライン記録によれば、当該同僚には、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無く、20歳になった昭和39年12月から国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、両事業所の事業主及びその妻は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない上、オンライン記録によれば、二人とも、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 731

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、私は昭和 52 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 2 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間直後の 54 年 8 月 1 日から 55 年 2 月 1 日までの期間は、B 社において被保険者となった記録となっている。厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することはできなかった。

また、A 社及び B 社は共に、昭和 60 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録によれば、A 社が適用事業所となったのは昭和 55 年 2 月 1 日であることが確認できるところ、同社の元従業員は、それ以前の期間については、同社の事業主の兄が経営していた B 社において、A 社の従業員を厚生年金保険に加入させていた旨を述べている。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 35 年ごろまで  
② 昭和 38 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、私は夜間高校に通学しながらA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、B社を退職した翌日からC事業所に入り、2か月後にD事業所に異動になったので、この期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することはできなかった。

また、A社は、平成 15 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、同社の後継事業所であるE社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、当時の同僚の一人は、「A社では、正社員になってから社会保険に加入させていたと思う。」と述べている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、C事業所及びD事業所の同僚の記憶から、当時、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C事業所及びD事業所を管理するF事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になってお

り、申立期間②には同事業所が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和38年10月1日から同年12月1日までの期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない上、オンライン記録によれば、申立期間②当時、C事業所及びD事業所において申立人と一緒に勤務したとする複数の同僚についても、申立人と同様、厚生年金保険被保険者記録は無く、同年12月1日にG共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる。

なお、G共済組合の後継であるH共済組合では、職員として採用される前はG共済組合に加入できなかったとしており、前述の同僚の一人は、「職員として採用される前はG共済組合には加入できず、職員になってから同組合に加入した。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。